

# 弘前地区消防事務組合

## 火災予防条例

令和8年1月1日から

### 林野火災注意報

### 林野火災警報を

運用しています。



令和7年2月26日岩手県大船渡市林野火災  
(緊急消防援助隊青森県隊)

#### ⚠ 林野火災注意報・警報 (運用開始)

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が3,370ヘクタールという大規模な林野火災となりました。

それに伴い、令和8年1月1日から弘前地区消防事務組合火災予防条例を改正しています。

林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、林野周辺の区域において火の使用制限を行う場合もありますので、ご理解・ご協力を願います。

#### ⚠ 火の使用制限 (一部抜粋) とは

- 山林などで火入れ、喫煙をしないこと。
- 花火をしないこと。
- 屋外でたき火をしないこと。
- たばこの吸殻を含む残火、火粉を始末すること。

#### ⚠ 発令基準

名称	発令基準	罰則
注意報 (当日の気象状況にもよる)	① 前3日間の合計降水量1mm以下かつ 前30日間の合計降水量30mm以下	なし
警報	林野火災注意報の発令基準に加え 強風注意報が発表されている場合	あり ※

※ 30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条第1項第18号)